



救急の日・救急医療週間

9月9日(月)を「救急の日」として、この日を含む1週間を「救急医療週間」と定めています。今年は9月8日(日)～9月14日(土)が「救急の日」および「救急医療週間」です。

この運動は救急医療および救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識高揚を図ることを目的としています。佐井消防分署では、観光関係者や学校、各事業所において救急講習会などを開催しています。

講習会では、119番通報の仕方やAEDを取り扱った心肺蘇生法を学ぶほか、口腔内異物除去や止血方法、骨折や火傷への対処方法も指導しています。



みなさんも救急法を受講してみませんか？

佐井消防分署では随時、救急法を受付しております。

受講したい人や興味がある人は、お気軽に佐井消防分署までお問合せください。

☎ 小児救急電話相談 ☎

青森県では夜間における急な子どもの病気などで対応に困った時に、子育てを行う保護者のみなさんからの電話相談に応じる『小児救急電話相談』を行っています。

この電話は「すぐに病院を受診したほうがいいのか？」や、「家で様子を見ていても大丈夫なのか？」と不安な時に小児科医師の支援を得て看護師がアドバイスします。

なお、急な病気やケガへの応急的な対処方法に関する助言と情報提供を行うものであり、治療や処置を指示するものではありませんのでご注意ください。

電話番号、相談時間は以下のとおりです。

青森県こども救急電話相談	局番なし#8000
	または、017-722-1152
相談時間	平日 午後7時～翌朝8時(13時間)
	土曜 午後1時～翌朝8時(19時間)
	日曜・祝日 午前8時～翌朝8時(24時間)

※お盆8月13日と年末年始の12月29日から1月3日までの期間は、日曜・祝日と同じ対応となります。

※おおむね15歳未満の子どもの保護者を対象としています。